

山梨県公報

第二千六十五号

平成二十二年

八月十二日

木曜日

目次

| | |
|--------------------|-----|
| 道路の区域変更(二件)..... | 四七七 |
| 道路の供用開始..... | 四七七 |
| 公告 | |
| 特定計量器の定期検査の実施..... | 四七八 |
| 換地処分の届出..... | 四七九 |
| 教育委員会 | |
| 落札者の決定について..... | 四七九 |

告示

山梨県告示第二千六百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年九月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府山梨線
- 三 道路の区域

| 区間 | 旧新の別 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|-------------------------------------|------|-------------|----------|
| 山梨市切差字城越官有無番地先から山梨市切差字城越一四四三番の二地先まで | 旧 | 九・〇 | 二四・〇 |
| | 新 | 一八・五 | |

| | | |
|---|------|------|
| 新 | 一〇・八 | 二四・〇 |
| | 二七・五 | |

山梨県告示第二千六百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年九月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

| 区間 | 旧新の別 | | 敷地の幅員(メートル) | 延長(メートル) |
|--|------|------|-------------|----------|
| | 旧 | 新 | | |
| 斐崎市藤井町大字駒井字宮ノ前二六二四番の二地先から斐崎市藤井町大字駒井字宮ノ前二五九二番の一地向まで | 九・四 | 一一・四 | 一八・〇 | 二〇七・〇 |
| | | 二九・〇 | | 二〇七・〇 |

山梨県告示第二千六百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十二年九月二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十二年八月十二日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 | 延長(メートル) | 供用開始の期日 |
|-------|-----|----|----------|---------|
| | | | (メートル) | |

| | | | | |
|------|------|--|-------|-------------|
| 一般国道 | 一四二号 | 葦崎市藤井町大字駒井字宮ノ前 二六二四番の二地先から 葦崎市藤井町大字駒井字宮ノ前 二五九二番の二地先まで | 二〇七・〇 | 平成二十二年八月十二日 |
|------|------|--|-------|-------------|

公 告

● 特定計量器の定期検査の実施
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成二十二年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十二年八月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

| 一 対象となる特定計量器 | 二 検査年月日 | 三 検査時間 (正午から午後一時までの間を除く。) | 四 検査場所 | 五 区域 | 六 実施機関 |
|---|-------------|------------------------------|------------------|------|---------------|
| 非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり | 平成二十二年九月十三日 | 午前十時半から午後三時まで | 北杜市高根町農村環境改善センター | 北杜市 | 一般社団法人山梨県計量協会 |
| | 平成二十二年九月十四日 | 同 | 北杜市役所 長坂総合支所 | 同 | 同 |
| | 平成二十二年九月十六日 | 午前十時半から正午まで | 北杜市役所 大泉総合支所 | 同 | 同 |
| | 平成二十二年九月十七日 | 午前十時半から午後二時半まで | 白州農村婦人の家 | 同 | 同 |

| | | | | | |
|--------------|----------------|---|-------------|-------------|---|
| 平成二十二年十月十四日 | 同 | 同 | 忍草コミュニティ施設 | 忍野村 | 同 |
| 平成二十二年十月十三日 | 午前十時半から午後二時半まで | 同 | ふれあいサロン三ツ峠 | 西桂町 | 同 |
| 平成二十二年十月八日 | 同 | 同 | 山中湖村役場 | 山中湖村 | 同 |
| 平成二十二年十月七日 | 午前十時半から正午まで | 同 | 道志村中央公民館 | 道志村 | 同 |
| 平成二十二年十月五日 | 午前十時半から午後二時半まで | 同 | 上野原市秋山公民館 | 上野原市のうち旧秋山村 | 同 |
| 平成二十二年十月四日 | 午前十時から正午まで | 同 | 甲斐市双葉公民館 | 甲斐市のうち旧双葉町 | 同 |
| 平成二十二年九月二十八日 | 午前十時半から午後二時半まで | 同 | 北杜市旧須玉総合支所 | 同 | 同 |
| 平成二十二年九月二十七日 | 午前十時半から正午まで | 同 | 北杜市明野総合会館 | 同 | 同 |
| 平成二十二年九月二十二日 | 同 | 同 | 北杜市武川保健センター | 同 | 同 |
| 平成二十二年九月二十一日 | 同 | 同 | 小淵沢町商工会館 | 同 | 同 |

| | | | | |
|---|---------------|-------------------------------------|-----------------|---|
| 平成二十二年十月十八日 | 同 | 鳴沢村役場 | 鳴沢村 | 同 |
| 平成二十二年十月十九日 | 同 | 富士河口湖町役場勝山出張所 | 富士河口湖町 | 同 |
| 平成二十二年十月二十一日 | 同 | 富士河口湖町役場 | 同 | 同 |
| 平成二十二年十月二十二日 | 同 | 富士河口湖町役場足和田出張所 | 同 | 同 |
| 平成二十二年十月二十五日 | 同 | 富士河口湖町役場上九一色出張所 | 同 | 同 |
| 平成二十二年十月二十六日 | 午前十時から正午まで | 市川三郷町総合福祉センター | 市川三郷町 | 同 |
| 平成二十二年十月二十八日 | 午前十時から午後二時半まで | 市川三郷町役場本庁舎 | 同 | 同 |
| 平成二十二年十月二十九日 | 午前十時から正午まで | 市川三郷町役場六郷支所 | 同 | 同 |
| 平成二十二年十月三十日から平成二十三年三月三十一日まで（県の休日（山梨県の休日）を定め | 午前九時から午後四時まで | 特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第 | 今期検査を実施する市町村の区域 | 同 |

る条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日をいう。）を除く。）の指定する日

七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）
山梨県計量検定所（平成二十二年十月二十九日まで）に検査を受けなかった場合に限る。）

● 換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、北杜市長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十二年八月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 地区名
市単独土地改良事業花水地区後田工区
- 二 換地処分をした年月日
平成二十二年七月二十九日
- 三 換地処分をした土地の権利者数
二十二名

教育委員会

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年八月十二日

山梨県総合教育センター所長 三 井 誠

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
教育情報ネットワーク用サーバー及びシステム等一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県総合教育センター 山梨県笛吹市御坂町成田一四五六
- 三 落札者を決定した日
平成二十二年七月二十七日
- 四 落札者の氏名及び住所
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 五 落札金額
三千八百一十一万八千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日
平成二十二年六月十四日